

公益社団法人中播広域シルバー人材センター
委員会設置要綱

(目的)

第1条 公益社団法人中播広域シルバー人材センターの事業運営をより効果的に推進するため、理事会の下に委員会を設置する。

(種別)

第2条 委員会は、次の種別とする。ただし、必要に応じてその他の委員会を設置することができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 安全・適正就業委員会
- (4) サークル委員会

(構成)

第3条 委員会は、理事会の承認を得て、理事の中から理事長が委嘱した者をもって構成する。

- 2 理事長は、必要に応じて理事以外の者を委員に委嘱することができる。
- 3 委員会の構成員数は、次のとおりとする。
 - (1) 総務委員会 8名以内
 - (2) 広報委員会 8名以内
 - (3) 安全・適正就業委員会 8名以内
 - (4) サークル委員会 8名以内
- 4 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

(招集)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が座長となる。

(担当事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を担当し、審議する。

- (1) 総務委員会
 - ア 事業全般の企画立案に関する事。
 - イ 総務、財務及び組織に関する事。
 - ウ 他の部会に属さない事。
 - エ 高齢者に適した仕事の開拓及び提供に関する事。
 - オ 高齢者の能力開発及び研修に関する事。
 - カ 自主事業の開発及び運営に関する事。
- (2) 広報委員会
 - ア 事業の普及宣伝に関する事。
 - イ 各種調査の実施に関する事。
 - ウ 会報の編集に関する事。
- (3) 安全・適正就業委員会
 - ア 安全対策の実施計画及び推進に関する事。
 - イ 就業上の事故防止対策に関する事。
 - ウ 安全講習会、研修会の実施に関する事。

- エ 会員の健康及び安全意識の普及と啓発に関する事。
- オ 適正就業に関する事。
- (4)サークル委員会
 - ア 会員の増強に関する事。
 - イ 会員の福利厚生に関する事。
 - ウ サークルの指導育成に関する事。

(関係者の参加)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の参加を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会の審議結果については、理事長及び理事会に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員の任期は、定款第24条の規定任期を準用する。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、理事会において定める。

附 則

この規程は、平成25年1月29日から施行する。